

受理年月日	令和4年3月3日	所管委員会	福祉都市委員会
番号	4年陳情第4号		
件名	補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書議決について		
陳情者	博多区博多駅南一丁目2-3 福岡県保険医協会 会長 林 裕章		
分割送付	なし		
要旨	<p>聴力に障がいがあり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は、補聴器が補装具費支給制度の対象とされますが、軽度・中等度難聴（児）者については、補装具費支給制度の対象となっておりません。</p> <p>特に子どもにとって、聞こえは発達、学業にも大きな影響があります。また、成人にとっては、仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命に関わります。</p> <p>2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には、予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子と指摘しています。難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、抑鬱状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険もあるとされています。</p> <p>軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されていますが、自治体によって制度の内容が大きく異なっています。また、成人については、制度そのものがない自治体もあります。</p> <p>どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきです。しっかりとした補助を行うことで、子どもの発達や成人の仕事を支え、認知症予防にも大きな効果が期待できます。</p> <p>よって、以下の事項について、福岡市議会が国に対し意見書を提出するよう陳情します。</p> <p>1. 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を行うこと。</p>		

福岡市議会議長 伊藤嘉人 殿

「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充」
を求める自治体意見書採択についての陳情書

【陳情の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は、補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされますが、軽度・中等度難聴(児)者については、「補装具費支給制度」の対象となっておりません。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響があります。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわります。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘しています。難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、抑うつ状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険もあるとされています。

軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されていますが、自治体によって制度の内容が大きく異なっています。また、成人については、制度そのものがない自治体もあります。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴(児)者に対して十分な補助が行われるべきです。しっかりとした補助を行うことで、子どもの発達や成人の仕事を支え、認知症予防にも大きな効果が期待できます。

こうしたことから、「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める自治体意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書(例)をさせていただきます。

令和4年3月1日

【陳情代表者】

【住所】〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-3-8F

【団体名】福岡県保険医協会

【代表者氏名】会長 林 裕章

【連絡先】092-451-9025



別紙「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書」（例）

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされているが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっていない。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわる。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランゼット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘している。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されているが、自治体によって制度の内容が大きく異なっている。また、成人については、制度そのものがない自治体もある。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきである。よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 一、国の財政負担により、全ての年齢における軽度・中等度難聴（児）者等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること。
- 一、補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に下記を追加すること。
 - ①非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害（児）者を加えること。
 - ②イヤーマールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟骨伝導補聴器を購入費の補助対象とすること。
- 一、先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児聴覚検査への公費助成を実施するよう、国が財政的援助を強化すること。
- 一、病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や、風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年〇月〇日

〇〇議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣宛て
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣